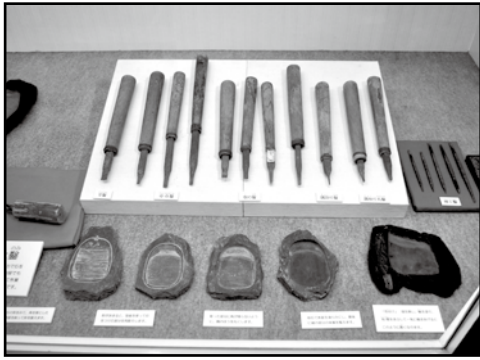


新指定の文化財

高島硯の製造用具

高島市教育委員会は、高島市文化財保護審議会の答申を受け、本年3月25日、「高島硯の製造用具」110点を高島市有形民俗文化財として指定しました。

内訳は、硯石の原石を刃金により人力で裁断する「二人挽き鋸」2点、硯の内側を掘る「鑿」11点（柄付）、「鑿の刃」67点、文様などを掘る「細工鑿」11点、原石の調整に使用した「小鑿」5点、硯



の表面を調整する「砥石」類4点、作業台1点、未製品9点で、いずれも平成13年まで硯製作を続けられていた「雀養軒」の四代目土井惣左衛門さんが保管・使用・製作されていたものです。

二人挽き鋸は、自ら鋼を焼きいれ、打ち込み、目立て作業をこなしていました。硯職人は鍛冶屋でもあったのです。

鑿には平鑿、中巾鑿、刮り鑿、丸鑿、隅取り鑿、隅削り鑿など製作工程ごとに使い分けられており、職人自身が使い分けられるように鑿の刃や柄も自家製であったことがわかります。

砥石には角を落したり、表面・裏面の研磨、隅の調整などに使用する荒砥石、墨を磨る面（陸）を磨く砥石、縁や磨った墨を溜める部分（海）などを仕上げる砥石などがあり、特に陸の部分は墨がよくおりの様に仕上げる必要がありました。

現在、高島硯の生産は行われていませんが、高島の地で盛衰した一産業の歴史と技術を明らかにし、記録として残すために今回その製造用具について市の有形民俗文化財として指定を行いました。

末には人造石が出現したことやペンの普及などから、生産は急減していききました。昭和40年代以降は土井氏をはじめ4名の方が採材地で選別した残滓物の中から比較的良好の石材を使用し製作を続けられていましたが、いずれも専門業ではなく、それぞれ本業をもった立場で、各地の間屋からの特別注文や、土産物・贈答品としての注文が多かったようです。

朽木資料館ではこれらの資料を企画巡回展「市有形民俗文化財指定記念「高島硯の製造用具」展」として9月3日から10月26日まで開催しています。

（※高島市歴史散歩No.50 平成21年（2009年）2月1日号で紹介）

閩文化財課 ☎(32) 4467

【高島硯とは】

江戸時代に全国ブランドとして流通した※高島硯は、阿弥陀山から産出する良質な粘板岩で製作されていました。硯生産の盛期は明治から大正中頃までで、それ以降は硯材を採石する坑道掘りの困難さから地元材が枯渇し、宮城県雄勝産の玄昌石を移入して生産が行われた時期がありました。大正の

編集感

7月の台風8号に引き続き、8月にも台風11号が滋賀県に接近し、市内で豪雨による被害がでました。また、16日、17日には大気の状態が不安定になり局地的大雨が市内を襲いました。今年は、例年より天候が荒れ台風や大雨が多いように思います。9月は昨年大きな被害をもたらした台風18号が発生した時期です。自然の力は強大ですが、過去の経験や知恵を生かし、備えることで身を守りましょう。また、台風接近時はむやみに外出しないようにしましょう。(S)



広報たかしま

平成26年

9

月号 No.176

発行▼高島市

編集▼政策部秘書広報課

〒501-8501 滋賀県高島市新旭町北畑ののり番地

☎0740(25) 8000(代)

http://www.city.takashima.lg.jp
t:info@city.takashima.lg.jp

